

教第1号議案

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年4月15日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定により、就学事務にかかるとの様式の変更等を行うことに伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(校区) 第3条 [略] 2 区の長は、児童生徒の就学すべき学校を別表第1に基づき指定するものとする。 (就学予定者の就学通知) 第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、 <u>小学校入学通知書(様式第1号)又は中学校入学通知書(様式第1号の2)</u>	(校区) 第3条 [略] 2 区の長は、児童生徒の就学すべき学校を <u>前項</u> 別表第1に基づき指定するものとする。 (就学予定者の就学通知) 第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、 <u>様式第1号又は様式第1号の2</u> による <u>就学通知書</u> をもつて、入学期日及

をもって、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。

2 [略]

3 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定者の氏名等を関係する小学校、中学校及び義務教育学校の校長に、就学通知簿又は学齢簿異動票をもって通知するものとする。

(就学届)

第7条 保護者は、小学校入学通知書又は中学校入学通知書を入学のときに校長に提出しなければならない。

2 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、転入学通知書(様式第2号)又は編入

び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。

2 [略]

3 区の長は、第1項の規定により、通知した就学予定者の氏名等を関係する小学校、中学校及び義務教育学校の校長に就学通知簿又は学齢簿異動票をもって、通知するものとする。

(就学届)

第7条 保護者は、前条第1項による就学通知書を、入学のときに校長に提出しなければならない。

2 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、様式第2号又は様式第2号の2によ

学通知書（様式第2号の2）を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

- 2 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に転入学通知書又は編入学通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、転入学通知書又は編入学通知書を区の長に返送するものとする。

（指定学校の変更）

第9条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に就学校変更許可通知書（様式第3号）を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

- 6 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に就学校変更許可通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、就学校変更許可通知書を区の長に返送するものとする。

（区域外就学）

第10条 保護者は、児童生徒を神戸市立以外の学校に入学させようとする

る就学通知書（甲）を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

- 2 前項の区の長からの通知を受けた校長は、保護者に就学通知書（甲）を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、就学通知書（甲）を区の長に返送するものとする。

（指定学校の変更）

第9条 [略]

2～4 [略]

- 5 第8条の規定は、本条による変更の場合に準用する。

（区域外就学）

第10条 保護者は、児童生徒を神戸市立以外の学校に入学させようとする

ときは、その学校が公立学校であるときは管理者、その他の学校であるときは当該学校における就学を承諾する権限を有する者の就学承諾書を添えて、住所地を所轄する区の長に届けなければならない。

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に区域外就学許可通知書(様式第4号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に区域外就学許可通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、区域外就学許可通知書を区の長に返送するものとする。

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 校長は、区の長から通知を受けた児童生徒及び在学する児童生徒のうち、休業日を除き引き続き7日間就学又は出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その

ときは、その学校が公立学校であるときは管理者、その他の学校であるときは、当該学校における就学を承諾する権限を有する者の就学承諾書を添えて、住所地を所轄する区の長に届けなければならない。

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、就学承諾書を交付するものとする。

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 校長は、区の長から通知を受けた児童生徒及び在学する児童生徒のうち休業日を除き引き続き7日間就学又は出席せずその他その出席状況が良好でない場合においてその就学又

就学又は出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、すみやかに、その旨を当該児童生徒の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 [略]

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によつて転学する場合は、保護者に転(退)学届(様式第5号)を提出させるものとする。

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に在学証明書(様式第6号)を交付するものとする。

3 [略]

(卒業の報告)

第14条 校長は、毎学年の終了後すみやかに、卒業生名簿により、小学校、中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程の全課程を終了した児童生徒の氏名等をその者の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

2 [略]

(就学通知簿の作成)

は出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、すみやかに、その旨を当該児童生徒の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 [略]

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によつて転学する場合は、保護者に様式第3号による転(退)学届を提出させるものとする。

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に様式第4号による在学証明書を交付するものとする。

3 [略]

(卒業の報告)

第14条 校長は、毎学年の終了後、すみやかに卒業生名簿により、小学校、中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程の全課程を終了した児童生徒の氏名等をその者の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

2 [略]

(就学通知簿の作成)

第15条 [略]

2 区の長は、前項の規定により就学通知簿を作成したのち、就学時の健康診断が行われるまでの間に前項に規定する者が所轄地域に転入したときは、すみやかに、就学通知簿を作成するものとする。

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、就学時健康診断のお知らせ(様式第7号)をもつて健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 [略]

(健康診断届)

第18条 保護者は、就学時健康診断のお知らせを就学時健康診断の当日、小学校又は義務教育学校の校長に提出しなければならない。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時健康診断のお知らせを提出した就学予定児童が健康診断を受

第15条 [略]

2 区の長は、第1項の規定により、就学通知簿を作成したのち、就学時の健康診断が行われるまでの間に前項に規定する者が所轄地域に転入したときは、すみやかに、就学通知簿を作成するものとする。

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により、作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、様式第5号による入学前健康診断のお知らせをもつて健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 [略]

(健康診断届)

第18条 保護者は、第16条第1項による入学前健康診断のお知らせを就学時健康診断の当日小学校又は義務教育学校の校長に提出しなければならない。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、前項による入学前健康診断のお知らせを提出した就学予定児童が健

けたときは、すみやかに就学通知簿調査報告に必要な事項を記載し、就学時健康診断の実施後、2週間内までに区の長に報告しなければならない。

別表第1（第3条関係）

学校名		校区
中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]
桜の宮（山田町下谷上（山の街地区）、緑町1～3・5～8、山の街を除く。）	甲緑	甲栄台1（9・13番）・2（1番）・3（1・8番）、緑町1～3・5～8、山田町下谷上（山の街地区）、山の街
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
大原（山田町下谷上（山の街地区）、緑町1～3・5～8、山の街を加える。）	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃

康診断を受けたときは、すみやかに就学通知簿調査報告に必要な事項を記載し、就学時健康診断の実施後、2週間内までに区の長に報告しなければならない。

別表第1（第3条関係）

学校名		校区
中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]
桜の宮（山田町下谷上（山の街地区）、緑町1～3・5～8を除く。）	甲緑	甲栄台1（9・13番）・2（1番）・3（1・8番）、緑町1～3・5～8、山田町下谷上（山の街地区）
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
大原（山田町下谷上（山の街地区）、緑町1～3・5～8を加える。）	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃

		山台 1 ～ 7、名谷町（1191番地の 7 ～ 16）、清玄町、 <u>みずき台</u>			山台 1 ～ 7、名谷町（1191番地の 7 ～ 16、 <u>社谷土地区画整理事業区域</u> ）、清玄町
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
福田（美山台 3、東垂水町（菅ノ口、流田）、乙木 1 ～ 3、東垂水 3、上高丸 2、高丸 4（8番）・ 5	名谷	名谷町（奥畑地区、神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南を除く。）、神和台 1 ～ 3	福田（美山台 3、東垂水町（菅ノ口、流田）、乙木 1 ～ 3、東垂水 3、上高丸 2、高丸 4（8番）・ 5	名谷	名谷町（奥畑地区、神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、 <u>社谷土地区画整理事業区域</u> を除く。）、神和台 1 ～ 3
～ 8、千鳥が丘 3（9番）、山手 8 を除く。)	[略]	[略]	～ 8、千鳥が丘 3（9番）、山手 8 を除く。)	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第 1 号、様式第 1 号の 2、様式第 2 号、様式第 2 号の 2 を次のように改める。

区長

小学校入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第6条の規定により、下記の通り小学校入学に関するお知らせをいたします。

記

児童氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考	1. 小学校入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 小学校入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。		

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先
区役所市民課

区長

中学校入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第6条の規定により、下記の通り中学校入学に関するお知らせをいたします。

記

生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考	1. 中学校入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 中学校入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。		

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先
区役所市民課

様式第2号（第8条関係）

区長

転入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第8条の規定により、下記の通り転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考	1. 転入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 転入学に際して必要な学用品等については、転入学校にご確認ください。 3. 転入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。		

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

区役所市民課

様式第2号の2（第8条関係）

区長

編入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第8条の規定により、下記の通り編入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考	1. 編入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 編入学に際して必要な学用品等については、編入学校にご確認ください。 3. 編入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。		

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

区役所市民課

様式第 5 号を様式第 7 号とし、同様式を次のように改める。

区長

就学時健康診断のお知らせ

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第16条の規定により、下記の通り就学時健康診断について通知いたします。下記の受付時間と受付会場をご確認ください。

記

就学予定者			
生年月日			
健康診断実施日		開始時間	
受付時間			
受付会場			
備考			
●上記の受付時間は、学校により男女等で異なる場合がありますので、受付時間の詳細については、以下のQRコードからご確認ください。			

注意事項

- (1) 当日欠席される場合は、受診予定の小学校に必ずご連絡ください。（欠席される方には原則、別日に就学時健康診断を受診いただくことをお勧めしていますが、受診されない場合でも、入学にあたり不利になることはございません。）
- (2) 受診する小学校を変更したい場合は、お早めに受診を希望する小学校にご相談ください。また、変更された場合は、変更前の小学校にもご連絡ください。
- (3) 内科検診等でお子様のお身体状況を確認することがありますので、当日は保護者の方が付き添っていただくようお願いいたします。（やむを得ない場合は、祖父母等でも構いません。）

↓各校の受付時間の詳細と連絡先は、以下のQRコードからご確認ください。



お問い合わせ先

区役所市民課

様式第 4 号を様式第 6 号とし、同様式を次のように改める。

在学証明書

年 月 日

神戸市立

学校長 印

本校に在学中の下記児童生徒は、貴管内・貴校に転学いたしますので、転入学の手続きをお願いいたします。

なお、転入学年月日をお知らせください。転学に関する書類をお送りします。

記

児童生徒氏名	ふりがな	_____
生年月日		年 月 日
保護者氏名		_____
転学予定日		年 月 日
在籍校	神戸市立	学校 第 学年在学
在籍校所在地等	〒	—
	神戸市	区
	〒078-	—
特記事項		

保護者の方は、この書類を新しく転入する区役所・支所市民課（市外の場合は転入先の市区町村教育委員会）に持参し転入学の手続きを行い、新しく入学する学校へ提出してください。

様式第 3 号を様式第 5 号とし、同様式を次のように改める。

転（退）学届

神戸市立

学校長 あて

年 月 日

保護者氏名 _____

下記の者を転学・退学させたいので、よろしくお願いいたします。

記

児童生徒 ^{ふりがな} 氏名	_____ (____年 ____組)
生年月日	_____年____月____日
保護者との続柄	_____
現住所	_____区_____
転出予定先住所	_____
転出予定日	_____年____月____日
転出予定校	_____学校
転（退）学事由	・転学 ・海外転出に伴う退学 ・その他 _____ _____

注1 児童生徒のみの住所異動は、原則として認められません。

特別な事情がある場合は、区・支所市民課または学校にあらかじめご相談ください。

注2 転出予定校は、分かっている場合に記入してください。

様式第2号の2の次に次の2様式を加える。

区長

就学校変更許可通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第9条の規定により、下記の通り指定学校変更に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先
区役所市民課

様式第4号（第10条関係）

区長

区域外就学許可通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第10条の規定により、下記の通り区域外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先
区役所市民課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 以外の改正規定は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

「神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正」について

1. 就学事務（学齢簿編製等）システムの移行に伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

- ・就学事務（学齢簿編製等）システムを、国が定める標準仕様に適合した新たなシステムに変更することに伴い、就学関係通知書等の様式の変更が発生するため、規則を改正するもの。

(2) 規則改正の内容

- ・規則で規定されている就学関係通知書等の名称及び様式の変更（抜粋）

改正後	改正前
<p>(就学予定者の就学通知)</p> <p>第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、<u>小学校入学通知書(様式第1号)又は中学校入学通知書(様式第1号の2)</u>をもつて、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。</p>	<p>(就学予定者の就学通知)</p> <p>第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、<u>様式第1号又は様式第1号の2による就学通知書</u>をもつて、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。</p>
<p>(就学届)</p> <p>第7条 保護者は、<u>小学校入学通知書又は中学校入学通知書を入学のときに校長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(就学届)</p> <p>第7条 保護者は、<u>前条第1項による就学通知書を、入学のときに校長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(転入等による就学の通知)</p> <p>第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、<u>転入学通知書(様式第2号)又は編入学通知書(様式第2号の2)</u>を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。</p> <p>2 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に<u>転入学通知書又は編入学通知書</u>を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、<u>転入学通知書又は編入学通知書</u>を区の長に返送するものとする。</p>	<p>(転入等による就学の通知)</p> <p>第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、<u>様式第2号又は様式第2号の2による就学通知書(甲)</u>を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。</p> <p>2 <u>前項の</u>区の長からの通知を受けた校長は、保護者に<u>就学通知書(甲)</u>を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、<u>就学通知書(甲)</u>を区の長に返送するものとする。</p>

<p>(指定学校の変更)</p> <p>第9条</p> <p>5 <u>第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に就学校変更許可通知書(様式第3号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。</u></p> <p>6 <u>区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に就学校変更許可通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、就学校変更許可通知書を区の長に返送するものとする。</u></p>	<p>(指定学校の変更)</p> <p>第9条</p> <p>5 <u>第8条の規定は、本条による変更の場合に準用する。</u></p>
<p>(区域外就学)</p> <p>第10条</p> <p>3 <u>前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に区域外就学許可通知書(様式第4号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>区の長からの前項の通知を受けた校長は、保護者に区域外就学許可通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、区域外就学許可通知書を区の長に返送するものとする。</u></p>	<p>(区域外就学)</p> <p>第10条</p> <p>3 <u>前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、就学承諾書を交付するものとする。</u></p>
<p>(就学時健康診断日等の通知)</p> <p>第16条 <u>区の長は、前条の規定により作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、就学時健康診断のお知らせ(様式第7号)をもつて健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。</u></p>	<p>(就学時健康診断日等の通知)</p> <p>第16条 <u>区の長は、前条の規定により、作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、様式第5号による入学前健康診断のお知らせをもつて健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。</u></p>
<p>(健康診断届)</p> <p>第18条 <u>保護者は、就学時健康診断のお知らせを就学時健康診断の当日小学校又は義務教育学校の校長に提出しなければ</u></p>	<p>(健康診断届)</p> <p>第18条 <u>保護者は、第16条第1項による入学前健康診断のお知らせを就学時健康診断の当日小学校又は義務教育学校の校</u></p>

<p>らない。</p> <p>2 小学校又は義務教育学校の校長は、<u>就学時健康診断のお知らせ</u>を提出した就学予定児童が健康診断を受けたときは、すみやかに就学通知簿調査報告に必要な事項を記載し、就学時健康診断の実施後、2週間内までに区の長に報告しなければならない。</p>	<p>長に提出しなければならない。</p> <p>2 小学校又は義務教育学校の校長は、<u>前項による入学前健康診断のお知らせ</u>を提出した就学予定児童が健康診断を受けたときは、すみやかに就学通知簿調査報告に必要な事項を記載し、就学時健康診断の実施後、2週間内までに区の長に報告しなければならない。</p>
--	---

2. 街区新設に伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

①山の街

- ・令和6年6月25日に、甲緑小学校・大原中学校校区の一部地域において、街区が新設されたことに伴い、規則を改正するもの。

②みずき台

- ・令和5年6月1日に、下畑台小学校・桃山台中学校校区の一部地域について、街区が新設されたことに伴い、規則を改正するもの。

(2) 規則改正の内容

①新たな街区（山の街）を追記

改正後			改正前		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
桜の宮(山田町下谷上(山の街地区)、緑町1~3・5~8、 <u>山の街</u> を除く。)	甲緑	甲栄台1(9・13番)・2(1番)・3(1・8番)、緑町1~3・5~8、山田町下谷上(山の街地区)、 <u>山の街</u>	桜の宮(山田町下谷上(山の街地区)、緑町1~3・5~8を除く。)	甲緑	甲栄台1(9・13番)・2(1番)・3(1・8番)、緑町1~3・5~8、山田町下谷上(山の街地区)
大原(山田町下谷上(山の街地区)、緑町1~3・5~8、 <u>山の街</u> を加える。)	[略]	[略]	大原(山田町下谷上(山の街地区)、緑町1~3・5~8を加える。)	[略]	[略]

※学校区に変更なし

② 新たな街区（みずき台）を追記

改正後			改正前		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
桃山台	下畑台	[略] 桃山台1～7、 名谷町（1191番地の7～16）、清玄町、 <u>みずき台</u>	桃山台	下畑台	[略] 桃山台1～7、 名谷町（1191番地の7～16）、 <u>社谷土地区画整理事業区域</u> ）、清玄町
	[略]	[略]		[略]	[略]
福田 [略]	名谷	名谷町（奥畑地区、神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南を除く。）、 神和台1～3	福田 [略]	名谷	名谷町（奥畑地区、神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、 <u>社谷土地区画整理事業区域</u> を除く。）、 神和台1～3

※学校区に変更なし

3. 施行日

就学事務（学齢簿編製等）システムの移行に伴う改正：令和7年5月7日

街区新設に伴う改正：公布の日